

15歳未満の人又は成年被後見人のマイナンバーカードの受領について

15歳未満の人又は成年被後見人がマイナンバーカードを受領する際には、法定代理人が本人に同行してください。

ただし、15歳未満の人が児童福祉法に定める都道府県による委託を受けた里親等※に監護されている場合、又は同法に定める児童福祉施設に入所している場合で、法定代理人の同行が困難な場合は、里親等又は児童福祉施設職員が本人に同行してください。

この場合、必要となる書類は次1～7のとおりです。なお、15歳未満の人又は成年被後見人が単独でマイナンバーカードを受領することはできません。

※児童福祉法に定める都道府県による委託を受けた里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者

1 本人の「マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書」(はがき 又は 通知)
2 本人の「通知カード」(所持している人のみ)
3 本人の「個人番号通知書」(所持している人のみ)
4 本人の「住民基本台帳カード」(所持している人のみ)
5 本人の「マイナンバーカード」(マイナンバーカード再交付申請者のみ)

6 本人確認書類

- | | |
|--|--|
| <p>① 15歳未満の人又は成年被後見人の本人確認書類（裏面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ）</p> <p>ア Aを1点 イ Bのうち2点
ウ BとCを一点ずつ+口頭確認3点</p> | <p>② 本人に同行する人についても同様に本人確認書類（裏面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ）</p> <p>ア Aを1点 イ Bのうち2点
ウ BとCを一点ずつ+口頭確認3点</p> |
|--|--|

7 代理権の確認書類

- | |
|---|
| <p>① 15歳未満の人</p> <ul style="list-style-type: none">・ 親権者等の場合：
戸籍謄本その他その資格を証明する書類（ただし、次の場合は省略可。本籍地が盛岡市の場合／本人と法定代理人とが同一世帯の親子の場合／本人と法定代理人とが同一世帯で本人の法定代理人である旨を誓約していただく場合）・ 里親等の場合：
里親等の資格を証する書類、及び法定代理人の同行が不適当又は困難であることの事情説明書（様式任意）・ 児童福祉施設職員の場合：
施設職員としての資格を証する書類、入所（措置）決定通知書及び法定代理人の同行が困難であることの事情説明書（施設長の署名が入ったもの・様式任意） |
| <p>② 成年被後見人：登記事項証明書の原本</p> |

注 署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の人については、住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行しません。また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の人及び成年被後見人に発行する際は、法定代理人がパスワードを設定することになります。

○本人確認書類(原本)

※原則、有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限る。(ただし、電子書類不可)

A

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)
- マイナンバーカード
(再交付申請者は有効期間満了後のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます)
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
- 旅券
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 一時庇護許可証
- 仮滞在許可証

B

※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの

- 被保険者証 (国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険)
- 健康保険日雇特例被保険者手帳
- 国家公務員共済組合の組合員証
- 地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 住民名義の預金通帳
- 母子健康手帳(出生届出済証明に記載された子の本人確認に限る)
- 生活保護受給者証
- 高齢受給者証
- 負担割合証
- 限度額適用認定証
- 医療費受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳又は基礎年金番号通知書(年金額改定通知書及び年金振込通知書でも可)
- 恩給証書
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書
- 民間企業の社員証
- 学生証
- 在学証明書
- 学校名が記載された各種書類
- 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- 出稼ぎ労働者手帳
- 地方公共団体が交付する敬老手帳
- Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- 海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獵銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、学資保険証書

C

※本人又は同一世帯員の氏名及び住所が記載されたものに限る。

※発行日又は領収日が3か月以内のもの

- 領収証書(国税、地方税、健康保険料、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料、国家公務員共済掛金、地方公務員等共済掛金、私立学校教職員共済掛金、恩給法の規定による納金、公共料金(国内供給の電気、ガス、水道水、固定電話、日本放送協会等))
- 検針票
- 納税証明書(国税、地方税)

□頭確認

世帯構成、同一世帯の者の氏名、同一世帯の者の生年月日、本籍、筆頭者、前住所、その他の住民票記載事項